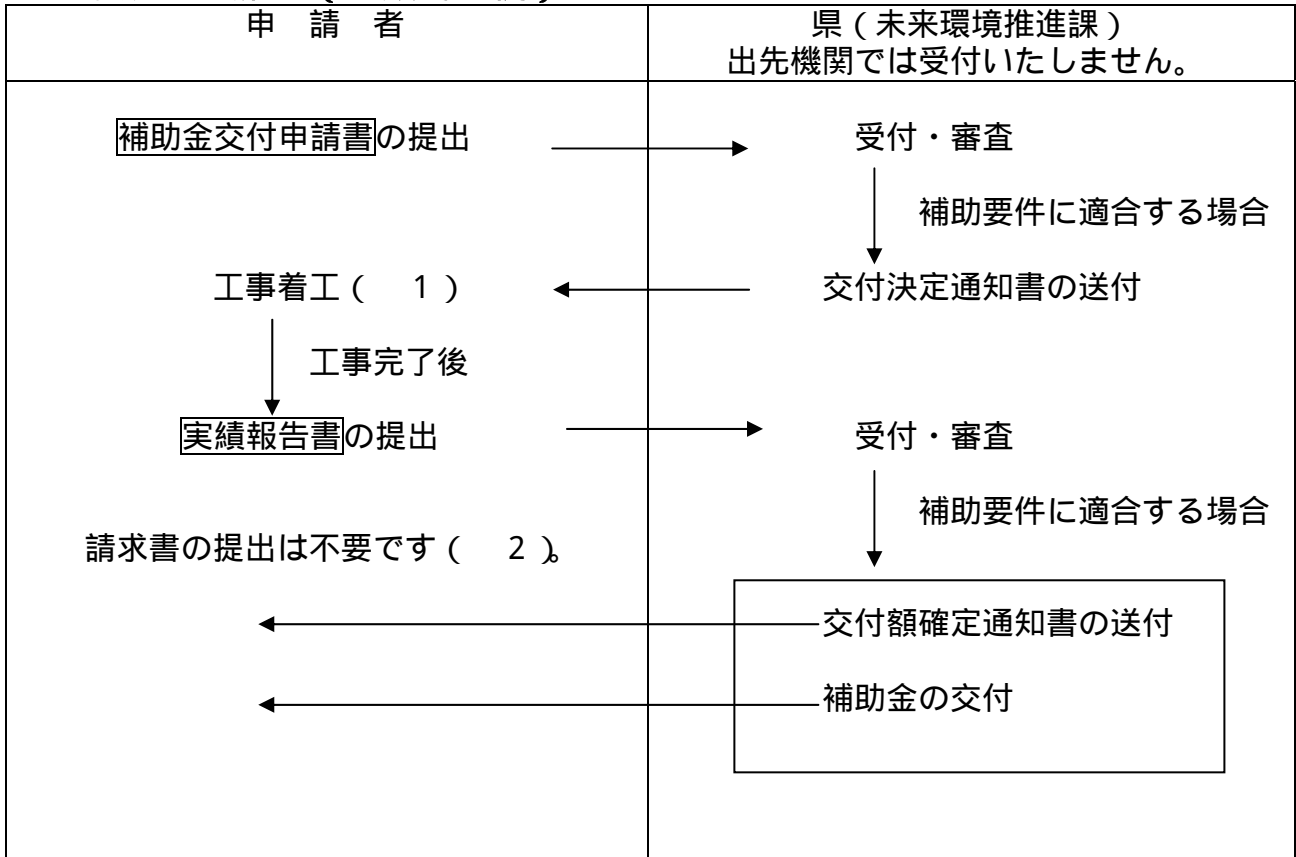


# 平成 2 3 年度一般住宅省エネ設備導入支援事業（概要）

## 1 . 手続きの流れ（一般的な例）



- 1 交付決定前であっても平成 2 3 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 5 月 2 0 日の間に対象設備の何れかの設置工事に着工した場合は申請可能です（ただし申立書の提出が必要です）。
- 2 実績報告書に振込口座を申し出る欄があります（通帳の指定部分の写しを添付）。

### 申請手続きに係る留意事項

- ・補助金交付申請書の提出は県未来環境推進課へ郵送又は直接持参とします。（郵送の場合は、書留など到達が確認できる方法でご提出ください。）
- ・提出書類には提出の期限があります。また、予算の額に達した場合は、受付できませんので、注意してください。
- ・設備の変更時には変更承認申請手続きが必要となる場合があります。

## 2 . 主な条件等（詳しくは、要綱・要領等で必ずご確認ください）

- ・太陽光発電システムや省エネ設備を新たに複合的に設置することが条件です。太陽光発電システムや省エネ設備の単独の設置のみでは補助対象となりません。
- ・県の交付決定通知書がお手元に届いてから工事着工していただきます。（急ぎ工事に着手したい場合は、県未来環境推進課へご相談ください。）（なお、交付決定前であっても 4 月 1 日から 5 月 2 0 日までに太陽光発電システム又は省エネ設備設置工事に着工した場合は、申請が可能です。）
- ・原則として、県内事業者が施工する必要があります。（例外として県の定める条件に該当する場合は、規定の申立書を提出することで申請可能です。）